

豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務委託に係る企画提案競技に関する質問・回答

2026年7月27日
秋田県観光戦略課インバウンド・クルーズ誘客推進室

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答
1	＜資料1＞豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務委託企画提案競技実施要領	3 参加資格に関する事項	日本国内に登録された法人を有しない豪州法人（オーストラリアで設立された企業）は、本企画提案競技に参加し、選定された場合に貴県と直接委託契約を締結することは可能でしょうか。また、海外の応募者について、参加資格確認申請（様式2・様式3）の際に追加で必要となる書類等がありますでしょうか。	可能です。日本国内における所在地の有無は問いません。 ただし、本業務を円滑に遂行するため、提案資料の作成、プレゼンテーション、業務連絡、実績報告等において、日本語による対応が十分に可能な実施体制を有していることが条件となります。 また、契約金額の見積りおよび県からのお支払いは、すべて日本円によるものとします。 参加資格確認申請（様式2・様式3）のほか、追加でご提出いただく書類はございません。
2	＜資料2＞豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務 業務委託仕様書	4 業務内容	仕様書には、招請者の県までの交通費等は県が別事業により手配・負担するとありますが、この交通費には豪州・日本間の国際航空運賃も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、日本国内の移動費のみが対象となりますでしょうか。	ご認識の通り、豪州・日本間の国際航空運賃も含まれます。県が別事業で手配・負担するのは、豪州から日本への国際航空運賃、および日本国内の到着空港から秋田県までの往復交通費です。なお、参加者が本行程の前後に秋田県以外の地域を周遊することは妨げませんが、その周遊（行程外の移動・宿泊等）に係る費用はすべて参加者個人の手配・負担となります。
3	＜資料1＞豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務委託企画提案競技実施要領	6 契約に関する事項	委託料の支払時期についてご教示ください。業務完了報告書の検査後の一括払いとなりますでしょうか。また、前金払（中間払い）の制度は利用可能でしょうか。	原則として業務完了後の精算払となりますが、委託業務の遂行上、必要と認められる場合には、委託料の範囲内において、委託料の概算払による支払も可能です。 事業開始前の支払ではなく、事業開始後必要時期・必要額に応じた分割での支払となりますのでご注意ください。
4	＜資料1＞豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務委託企画提案競技実施要領	6(1) 契約保証金について	本業務において、秋田県財務規則第177条第1項に基づく契約保証金の納付は必要となりますでしょうか。必要な場合、その金額（率）をご教示ください。	原則として、契約金額の100分の10以上の額の納付が必要となります。納付された契約保証金は、業務完了後に全額還付します。 ただし、過去2年の間に国又は地方公共団体と同種・同規模（委託上限額）以上の契約を2回以上履行した実績がある場合は、契約保証金が免除される場合があります。 履行実績については、委託候補者の決定後、契約書の写し、入金がわかる部分の写しの提出により、確認します。 この免除要件における発注実績は「国および地方公共団体」が発注したものに限られます。独立行政法人、公社、観光推進機構等の各種外郭団体、民間企業などの契約実績は、同種・同規模であっても免除の対象となりませんのでご注意ください。
5	＜資料1＞豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務委託企画提案競技実施要領	5(1) 委託候補者の選定方法	8月28日のプレゼンテーションについて、提案者側で逐次通訳を手配した上で英語により実施することは可能でしょうか。それとも、全て日本語で実施する必要がありますでしょうか。	原則として、プレゼンテーションおよび質疑応答は日本語で実施していただく必要があります。 ただし、メインの説明は日本語で行っていただき、発表チーム内に同席する英語話者が（要所でのコメントや専門的な補足などで）適宜発言を挟むことは可能です。その際、通訳者を介して、発言をその場で日本語に訳し補足していただいて構いません。 なお、通訳を介する場合であっても、プレゼンテーション時間（15分程度を予定）の延長は認められません。 指定時間内ですべてのプレゼンテーションが終了するよう、ご注意ください。

6	＜資料1＞豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務委託企画提案競技実施要領	8(1)使用言語及び通貨	第8条第1項では「企画提案及び契約の手続き」における使用言語を日本語としておりますが、本要件は契約締結までの手続きに限定されとの理解でよろしいでしょうか。契約履行期間中の会議、日常的な連絡、進捗報告および成果物（最終報告書を含む）については英語の使用が認められますでしょうか。それとも、これらについてもすべて日本語で行う必要がありますでしょうか。	原則として、県に対するすべての報告・協議および最終成果物は日本語で実施・作成いただく必要があります。 ただし、豪州現地の旅行会社やメディア等との交渉記録、収集した現地情報、記事・タイアップ広告の校正原稿など、業務の性質上英語での作成が不可欠または適当であると認められる書類や添付資料等については、英語の使用・提出を認めます。 その際、必要に応じて概要の日本語訳を付していただく場合があります。
7	＜資料2＞豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務 業務委託仕様書	4(2)招請（FAMトリップ）の実施	FAMトリップの実施時期について、県として希望または指定される時期（例：2027年1月～2月）はありますでしょうか。また、実施を避けるべき時期や日程がありましたらご教示ください。	仕様書に定めるスノーリゾートでの滑走体験や樹氷鑑賞など、冬の秋田の観光資源を参加者が最大限に体験・視察できる最適な時期・日程をターゲット分析に基づいて想定し、ご提案ください。なお、実際の催行時期を含む最終的な行程計画については、契約後に県と協議のうえ、決定します。